



広報おんが

3月号 No.221

発行 昭和54年3月10日

発行所 遠賀町役場庶務課

印刷 冷牟田印刷合資会社



よーいドン!!

(上別府区駅伝大会から・6面に関連記事)

人のうごき (1月の住民基 本台帳から)

人口	12,623人(+23)
男	6,115人(+6)
女	6,508人(+17)
世帯数	3,521戸(+3)

()内は前月比

花暦 さくら(潔白)
誕生石 血石(賢明)
3月の書簡用語
早春、浅春、春寒、残雪

②	18	6	3
日	日	日	日
	彼岸入	啓蟄	桃の節句、耳の日
	春分の日		

弥生(やよい)
風も雨も日ましにあたたかく、草木は弥、さらに生えるの意

3月のこよみ



県知事，県議 町長，町議

4月8日 4月22日

統一地方選挙近づく

統一地方選挙の意義

今年には4年に一回行なわれる、私達にとって一番身近な地方選挙の年です。これは、昭和22年4月に自治制度ができ、第一回の統一地方選挙が実施されて以来9回目に当ります。

この統一地方選挙というものは、全国の地方団体の議会の議員や長

明るく正しい選挙の実現を

候補者などの寄付は全面禁止

現職の議員はもちろん、候補者や立候補の意志のある人が、選挙区内の人にする寄付は、親族に対する場合など特別なケースを除いて、どんな名義であっても、いっさい禁止されています。

また、私達有権者も、寄付を求めたり受取ったりしてはいけませんので、十分注意しましょう。

ここでいう「寄付」とは、お金や品物を贈ることはもとより、財産上の利益を提供したり、約束する場合も含まれます。



たとえば
◎お中元やお歳暮、出産、入学、

の約4割が3月から5月の間に任期が満了しますので、個々バラバラに行なうより統一して行なった方が、住民の選挙に対する関心が高まり、また、選挙の管理執行の面からも円滑な運営が期待できることから、特例法で選挙の期日を選挙して行なわれるものです。

卒業、開店などの祝いを贈ること
◎お葬式の際、香典や花輪などを出すこと
◎祭りや催し物にお金や酒などを提供すること
◎団体旅行などに寄付すること
などでいずれも全面的に禁止されています。

贈らない
求めない
受け取らない

の、三ない運動。で、「きれいな選挙」を心がけましょう。

政治活動と選挙運動

政治活動とは、政党その他の政治団体等が、その政策の普及、宣伝や、党勢拡張、政治啓発を行うことであって、特定の候補者の当選を得るための行為ではありません。しかし、選挙が近くなるにつれ、選挙目当ての事前運動とみなされる行為が多くなりがちなため公正な選挙を行うため制限が加えられています。

選挙運動とは、特定の選挙について、特定の候補者を当選させることを目的とした行為で、立候補の届け出がすんだときから、投票日の前日まですることができま

す。しかし、公正な選挙をするためには、ある程度の制限はやむを得ませんので、公職選挙法でいくつかの制限が加えられています。

※戸別訪問の禁止



有権者の家（会社、工場も含みます）をたずねて、投票を依頼したり、または投票をさせないよう

依頼する行為は、「戸別訪問」としてすべて禁止されています。



有権者の注目を集めるために自動車や何台もつらねたり、隊列を組んで往來したり、またサイレンを鳴らしたり、チンドン屋を雇うなどの行為は禁止されています。

※飲食物の提供の禁止



候補者が選挙運動員の慰労のために酒やビールを与えたり、第三者が陣中見舞として候補者に酒や料理を提供することなどの飲食物の提供は、いっさい禁止されています。

※連呼行為

選挙運動のため、「△△氏に投票をお願いします」などの一定の文句を連呼する行為は、原則とし

て禁止されています。ただし、演説会場、街頭演説の場所で行う場合や、午前7時から午後8時までの間に、選挙運動のために使用する自動車の上で連呼を行うことは認められています。

選挙は、私達の暮しの願いを政

統一地方選挙の日程と選挙権

投票日



福岡県知事、福岡県議会議員

4月8日

遠賀町長、遠賀町議会議員

4月22日

選挙人名簿への登録

都道府県市区町村の選挙権を有するために、次の要件が必要で

①日本国民であること

②満20歳以上であること

③引き続き3カ月以上その選挙が行われる都道府県または市区町村内に住所があること

治に反映させる最大のチャンスであり、私達の一票は暮しをよくするための貴重な「意思表示」なのです。

これからの政治を任せる人を選ぶにあたって、私達は冷静に悔いのない一票を投じたいものです。

しかし、投票するためには、選挙管理委員会が作成する選挙人名簿に登録されていなければなりません。

選挙人名簿は、住民基本台帳に登録されている人について、その氏名、住所、性別、生年月日などを記載した公簿です。

選挙人名簿の登録は、毎年1回9月に行われますが、選挙のあるときは「選挙時登録」が行われます。

この名簿は、選挙の前に一定の期間、一般に公開されます。万一、登録がもれている場合、補正登録をすることができます。

第1投票所が異なります

従来第1投票所は島門小学校体育館でしたが、体育館新築工事で使えませんでしたので、遠賀中央幼稚園講堂に投票所を変更いたします。

第9回 統一地方選挙執行日程表と選挙権

		福岡県知事、福岡県議会議員の選挙	遠賀町長、遠賀町議会議員の選挙
投票日		4月8日(日)	4月22日(日)
選挙告示		県知事 3月14日 県議会議員 3月27日	4月15日
選挙時登録(選挙権)	基準日	3月12日	4月10日
	登録日	3月13日	4月11日
	国籍	日本国民であること	日本国民であること
	年令要件	昭和34年4月9日までに生まれた者	昭和34年4月23日までに生まれた者
	住所要件	昭和53年12月12日までに転入届をし、引き続き住民基本台帳に登録されている者	昭和54年1月10日までに転入届をし、引き続き住民基本台帳に登録されている者
選挙人名簿の縦覧	期間	3月14日～3月18日	4月12日～4月16日
	場所	遠賀町役場内 遠賀町選挙管理委員会	

不在者投票

投票日に、仕事などの「やむを得ない事情」で投票所に行けない方のために、不在者投票制度が設けられています。

選挙の当日、自ら投票所に行けない「やむを得ない事情」とは、たとえば次のような場合です。

◎選挙人(有権者)が、自分の投票区域外で職務に従事である場合(出張など)

◎選挙人が、やむを得ない用務や事故のため、自分の投票区域外に旅行中または滞在中の場合(新婚旅行など)

◎病気や出産などで投票当日入院しなければならない人

◎交通の便が著しく悪い場所に住んでいる場合、あるいは職務に従事の場合(離島など)

これらの人は、告示の日から投票日の前日までの間に、不在者投票をすることができます。

遠賀町長、遠賀町議会議員 一般選挙説明会の開催について

▽日時 昭和54年3月22日(木) 午後1時より

▽場所 遠賀町中央公民館講議室

▽対象 遠賀町長、遠賀町議会議員 一般選挙立候補予定者

人権の歴史に学び

正しい認識を

(10)

三、部落の歴史と創造へのあゆみ

(内) 国民的課題として

戦後の民主社会にも、差別事件は相変わらず起きています。これは「同和問題が国の責務であり、国民全体の課題」となっていないか、たことに原因があったのです。

そこで政府は、昭和36年12月7日に、内閣総理大臣が同和对策審議会に対し、「同和地区に関する社会のおよび経済的諸問題を解決するための基本方針」について諮問し、同和問題の解決を根本的に研究することにしたのです。

そして、20人の同和对策審議会委員が、5ヶ年間の研究と討議を重ねた結果、昭和40年8月11日、同和对策審議会から内閣総理大臣に対し、同和問題解決のための答申、すなわち「同和对策審議会答申」が出されました。

この答申には、次のように述べられています。

(1) 同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。

(2) この問題をこのままに放っておくことは絶対に許されない。国はこれを早急に解決する重大な責任がある。それにはまず、同和地区の人たちのあらゆる生活状態を高めることによって、日本国民として生活の権利が平等に保障されるよう政策を急ぐべきである。

(3) 政府は、この答申をじゅうぶんに尊重し、有効な政策を早く実施し、はずかしいこの社会問題を

を一日も早く根本的に解決し、あるべからざる差別の長い歴史に終止符をうつべきである。

そして、

「同和問題の早急な解決こそ、国と地方自治体の責務であり、同時に国民的課題である。」ことを明確にしました。

この法律は、同和地区に残されてきた生活環境・産業・経済や教育文化などあらゆる面の悪条件を積極的に改善し、新しい近代的地域社会を再建することによって、部落差別がもたらした実態をなくしていくというのが、そのねらいです。今や同和問題は法律に

差別をなくそう

まで定められ、国をあげてその解決に取り組む課題となっているのです。

方によって、今日まで同じ国民でありながら、平等に人権を認められていないという、我が国全体の重要な社会問題としてとらえられています。したがって、当然国民の一致した努力でこれをなくしていくなければならぬ問題だと強調しています。

また政府は、同和对策審議会答申を一層はつきりと具体化するために、昭和44年7月10日に「同和

現在、月額二千七百三十円の国民年金保険料が、四月から三千三百円に改められます。

なお、所得比例の保険料も、四月から三千三百円が三千七百円に改められます。



(完)

国民健康保険係から

保険証を 切り替えます

現在使われている国民健康保険証は、昭和54年3月31日までしか使えませんので、次の日程で使用期限の更新を行ないます。

▽持参品 いままでお使いの国民健康保険証と印鑑

▽更新場所 役場玄関
▽更新日時と対象地区

3月29日 9時～16時30分

島津、若松、鬼津、尾崎、別府、千代丸、今古賀、上別府

若葉台

3月30日 9時～16時30分

浅木、木守、老良、遠賀川、新町、旧停、広渡、松の本、道管

3月31日 9時～11時30分

東町、西町、虫生津

加入して いますか

・会社の保険をやめた人
・他の市町村で国民健康保険に加入して転入した人
・生活保護を受けなくなった人

・子供が生まれた人

以上の人はすぐに役場に届け出を行い、国民健康保険の加入手続きをしなければなりません。すぐに届け出をしないで2週間以上遅れて加入手続きをされた場合、保険料は前記の事がらが生じた日までのかぼって徴収され、国民健康保険証を使うのは保険証を発行した日からしか使えないという損をするようなかたちになります

ので、前記にかかげるような事由が生じた場合は、すぐに遠賀町役場厚生課へ届け出て、加入手続きして下さい。

高額療養費の 請求手続きは 済みましたか

同じ月内に同じ病院や診療所で

ひとりの被保険者が3万9千円以上の自己負担額を支払った場合、3万9千円を超えた金額は国民健康保険の方から払いもどしをします。未請求の方は、印鑑、領収書、保険証を持参のうえ国保年金係へ請求して下さい。

なお、未請求のまま2年間過ぎますと支払いできませんので、注意して下さい。

戸籍係から

住民異動の届出は14日以内に

次の住民異動事項が生じたときは、住民基本台帳法という法律により届出の励行などが義務づけられていますので、本人又は世帯主は必ず期限内に届出をしなければなりません。

▽町外から転入したときは、転入した日から14日以内に
▽町内で住所を移転したときは移転した日から14日以内に

▽世帯主が転出、死亡により変わったときは、14日以内に

▽住民票に記載されている住所番地と実際に住んでいる番地が相違している場合は速やかに
▽生活を主宰している世帯主と住民票記載の世帯主が相違している場合も速やかに

▽町外に転出するときは、転出する前日までに

住民登録のルール違反はありませんか

▽自分だけの利益のために次のようなルール違反は絶対にしてはいけません。

・住宅を購入したり又は新築中の人がその家に住んでいることの証明がないと融資が受けられないということで、まだ引越しもしてないのに転入届をすること

・車庫証明を取得するためや、選挙の目的で知人の家に同居しているように偽って届出すること

・その他何らかの目的で一時的居所を住所地として転入等の届出をすること

・その他何らかの目的で一時的居所を住所地として転入等の届出をすること

▽次に該当する場合は、遠賀町が住所地ではありませんので世帯主は直ちに転出届をしてください。

・東京や大阪などの大学に就いているのに住民登録だけしているのに住民登録だけしている（春、夏、冬の休みに帰省しても下宿先等が住所地です）

・1年以上引続き入院している

場合は、入院先が住所地となります。

・妻子の住所が町外にあり、自分だけ仕事の関係で町内に住んでいても土、日曜には妻子の家に帰ることが可能であれば、妻子のところが住所地となります。

・自分の意思だけで適当に住民登録の住所を定めることはできないことに注意ください。

印鑑登録する

印判について

印鑑登録を急ぐためか、店頭で販売している既製印判を購入される方がありますが、これは機械により同一型に作られ判別困難なものが多量に出まわっており、登録印（実印）としては不適當ですから既製印判では登録申請をしないでください。

高価な材質のものを注文する必要はありません。木製で結構ですから、「氏」だけでなくできるだけ「名」も彫ってもらってください。

婚姻等で氏の変更になる可能性のある方は、「名」だけのを作られても結構です。

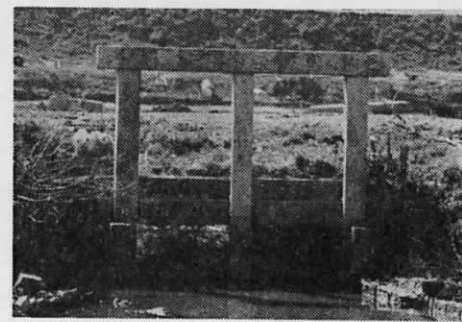
遠賀町文学散歩 (十五)

団七堀と塩田堀

川はいっしんに海に向って流れる、その一途さに人々は心をうたれるのである。

火野葦平の小説「火の女」にこんな一節のあることを思い出す。

筑豊の平野を二十里にわたって流れる遠賀川は、いくつもの支流をあつめながら、河口の町芦屋から響灘にそそぐ。前方に、九州本線の鉄橋工事が見えて来た。いそがしげに土運びの人夫や、鉄路工夫が立ち働



き、カイン、カインと、鉄板を打つ爽快な音がひびいて来た。――老良の土手にあがり、行き交う自動車やバイクが、自動車をシヨベルカーによって掘り除けられてゆく隙を眺めていると、葦平の小説に出てくる明治二十三、四年頃の風景に似た景観を思うのだった。ふと眼の前にあるものを見つけた、それは神田川に接続した一つの支流のような溝が、昔のまま

残されているのだ。更に御影石で出来た水門が目に入った。そこまで下りて近づいて見る。冬とは思えない暖かい午下りの頃は河口堰工事でえぐり取られた土の肌をあらわにしている。ここが団七堀で、井堰が塩田堰であった。昔団七という人が、遠賀川の水を遠賀町一帯の養水にするため、苦心して造ったと聞く。

干魁がつづく村々の百姓は集って遠賀川の本流に杭を打って、ネコ(むしろ)を懸け

水を呼んだのだった。そこには血みどろの生活があり、ある時はロマンチックな斗争もあったであろう。そんなことを考え、限らない人生のドラマを頭の中に描きながら、潮境であるこの地に取入口を求めた団七という人のことを思っ

て見た。姓は江田とも船津とも言うが教えられたが、もつと詳しく知りたい思いのまま、いつまでも眺めるのであった(片山花御史)

「遠賀町誌」編纂にご協力を「島門村是」「浅木村是」をお持ちの方、または所在をお知りの方はお知らせ下さい。▽連絡先 遠賀町役場内 町誌資料調査室

健康と健脚を競う

盛大に上別府区 駅伝大会

建国記念の日の2月11日、午前9時から上別府公民館の主催で、上別府区マラソン・駅伝大会が行なわれました。



春のような日本晴の好天に恵まれ、ややもすれば家にひきこもりがちな冬の生活の中に、健康の保持と地区内のコミニケーション(心のつながり)を深めることを目指して、区民総出の楽しい行事になりました。

まずミニマラソン。区内千三百メートルのコースを、幼児組、少年組、成人組に分けてスタート。持久力と健脚を競い合いました。コースの沿道では、家族や各班の人達の応援がくりひろげられ、拍

消防119コーナー

山林の火災を防ごう

緑の資源を大切に 緑の山野の眺めは人の心をなごませるばかりか、資源として、災害の防波堤として大切な役割を

果たしています。しかし、入山した人の不注意による山林火災は、全国的に春に多く発生しています。山をお持ちの人は、山林見廻りに努力されることと、一般入山者も「たばこ」の後始末などに十分気をつけて、火災の発生を防止したいものです。

原野火災も多発 用水路の土手や田畑の草、鉄道の土手などの原野火災は、毎年火災件数の半数を数えています。金額的損害はそれほど大きくありませんが、消火活動は複雑で大変な作業になります。原因はここでもタバコがトップ。お互いに気をつけて火災を防ぎましょう。

※火災・救急発生状況 (1月分)

種類	町別	数
火災	遠賀町	1
	水巻町	0
	岡垣町	1
	芦屋町	0
	合計	2
救急		104



たばこは町内で買ひましょ

心配ごと相談

▽日時 毎月10日、23日の13時～16時。(当日が日曜、祭日の場合は翌日、土曜日の場合は翌週の月曜日)

保健、家族関係等、どんな細々なことでも相談に応じますので、皆さんのご利用をお願いします。

相談室

要望・苦情や交通事故などの相談に応じます。

- ▽場所 遠賀町公民館別館
- ▽相談事項 心身障害者(児)、児童、母子、老人等の福祉、人権、事故、苦情、出稼、法律、結婚、離婚等の相談、生計、職業生業健康、医療、住宅、財産、教育、青少年等の諸問題、母子
- ▽期日 3月27日(火) 13時～16時
- ▽場所 水巻町頭末水巻町民会館

☆開催します

※第3回少年少女卓球大会

小、中学生の皆さん、どしどし参加して下さい。当日一般の部(高校生以上)も併せて行ないますので、一般の方もどうぞ。

▽日時 3月25日(日)

9時～13時
受付 9時～9時45分
試合開始 10時

▽参加費 小、中学生 一百円
一般 二百円

▽試合内容 個人戦(1、2位に楯と賞品を、全員に参加賞を)

▽問い合わせ 教育委員会社会教育課

課、電話③1355へ

※第1回遠賀町子供会「親と子の集い」

親子で楽しい一時をすごしましょう。お父さん、お母さん、子供さん、たくさん来てね。

▽日時 3月21日(水) 9時30分～12時

▽会場 遠賀町中央公民館
▽対象 小、中学生及び父兄
▽内容 レクリエーションと手品

。映画「長くつ下のピッピ」
世界一強い女の子、胸もときめくピッピの七不思議

☆募集中

※遠賀町郷土文化研究会会員募集

あなたも郷土史の勉強をしませんか。郷土の文化を研究し、新しい遠賀の町づくりに寄与しましょう。

▽毎月第3土曜日 よる7時

▽ところ 公民館別館

▽希望者は虫生津古野千年(電話③0425)まで連絡下さい。

※遠賀町卓球教室生募集

▽練習日 毎週土曜日 14時～16時

▽場所 広渡小学校体育館

▽対象 小・中学生

▽会費 五百円(一カ月)

▽入会金 三百円

▽加入 直接体育館の方に来て下さい。

▽問合せ 教育委員会社会教育課 電話③1355まで

※卓球クラブ部員募集

▽練習日 毎週水、日曜日 19時30分～21時30分

▽場所 広渡小学校体育館

▽対象 中学生以上

▽会費 1カ月三百円

▽入会金 五百円

▽問い合わせ 萩尾修身(③0116)か、教育委員会社会教育課 電話③1355。または直接会場へおいで下さい。

※54年度少年剣道教室生徒募集

▽対象 小学生以上
▽練習日 毎週2回
▽時間 17時30分～18時30分
▽申込〆切 4月15日まで。以後は受付ません。

▽申込先 教育委員会社会教育課、電話③1355

※空手教室生徒募集

遠賀町体育協会のスポーツ少年団として正式に加盟し、生徒数も毎月増えてきています。あなたも日本古来の武道「空手」を習ってみませんか。心身の鍛練はもとより、護身用として最適です。

▽対象 小学生以上なら誰でも
▽練習日 毎週火、金曜日
▽時間 19時～20時30分
▽指導者 インターナショナル空手古武道連盟総本部道場の小田三段、中井三段、半田二段。

▽入会希望者は直接会場に来られるか、中井(③1570)、半田(③1234)までお問い合わせ下さい。

▽上達しますと、昇級及び昇段審査も受けられますし、「ヌンチャク」、「サイ」等も教えます

献体に御協力を

私たちは、せつかくこの世に生れて来て、健康で長生きしたいと

願うものですが、この願望を満たす為には、どうしても医学の進歩発展と医師の確保がなければなりません。立派な医者を作るには、医者に成るために不可欠である解剖学研究のための遺体が必要です。献体は別に他から強制されるものではなく、家族の同意が必要だとは言え、本人の意志一つです。自分の体が死後医学のお役に立てればと言う純粋な気持ちの方々の御協力を御願ひする次第です。

香典返しのお礼

次の方々から遠賀町社会福祉協議会にご寄付をいただきました。心から故人のご冥福をお祈りいたし、厚くお礼申し上げます。

- 故岩本武雄殿 (若葉台) 山本ツタエ様
- 故迫 守 殿 (浅木) 迫 三千代様
- 故上田金平殿 (島津) 上田 福江様
- 故篠田金作殿 (虫生津) 篠田 義臣様
- 故坂田康之殿 (東町) 坂田 光子様
- 故長野續 殿 (新町) 長野 綾子様

衛生係から

春の予防接種

※予防接種の申し込み方法

。各予防接種の一週間前から前日までに印鑑持参のうえ、衛生係に申込みをして、問診票を受領して下さい。問診票を受領されないで予防接種は受けられません。

48時間において判定、陰性のみBCG接種

▽持参品 問診票・母子手帳

▽ジフテリア・百日せき・破傷風 (三種混合)

▽期日 4月18日(水)

5月11日(金)

6月6日(水)

6月29日(金)

▽時間 受付 13時10分～14時

接種 13時30分～15時

▽場所 中央公民館(役場横)

▽対象者

。第1期 生後24～48カ月児

。第2期 第1期終了後12～18カ月経過の幼児

▽接種方法

。第1期 4回の内いずれか3回接種

。第2期 4回の内いずれか1回接種

▽持参品

問診票・母子手帳

▽その他

ジフテリア・破傷風(二種混合) ワクチンで実施する事もあります

第1期は第2期との関係上、生後35カ月までに終了して下さい。

▽接種方法

ツベルクリン接種後、

▽期日

4月20日(金)

▽時間

受付 13時10分～14時

▽3歳児一斉健康検診(予定)

4月20日(金) 13時10分～14時

▽日時と場所

4月2日 10時～11時30分

検診 13時30分～15時

▽場所 中央公民館(役場横)

▽対象者 満3歳～4歳未満児

▽持参品 母子手帳

▽その他 幼児のことに付いて、よくわかる保護者が同伴して下さい。

検診日は予定です。決定分は4月号にてお知らせします。

▽料 金 三千元(登録料含む)

▽町指定ゴミ袋以外

の使用禁止について

ゴミの無届け搬出(タグ出し)の防止について以前より町指定のゴミ袋を使用していただくようお願いしましたが、いまだ無届け搬出がたえません。これを防止するため町指定ゴミ袋以外の搬出を禁止致します。

。特に使用してはいけない袋。市販のビニール袋(薄くてやぶれやすい為)

。スーパー等の包装用袋

。町指定のゴミ袋は各区のゴミ袋取り扱い者から一枚9円で購入して下さい。取り扱い者名は広報の2月号をごらん下さい。

※野犬の毒殺をします

野犬の被害防止のため2月から5月まで毒殺をします。飼犬は必ずつないで下さい。

※無縁墳墓の改葬があります

無縁墳墓の改葬がありますので関係者があれば届出て下さい。

◎所在地 兵庫県宝塚市山本丸橋4丁目58

。名 称 山本丸橋墓地

。届出期限 昭和54年3月10日

。届出先 宝塚市逆瀬川1丁目1の1 宝塚市役所理財課 電話0797・71・1141

◎所在地 徳島市沖浜町東畑62

。名 称 なし

。届出期限 昭和54年3月12日

。届出先 徳島市昭和町5丁目 総合土木庁舎内 都市整備事務所工務課 電話0886・53・811

◎所在地 門司区大字吉志82

。名 称 長谷共同墓地

。届出期限 昭和54年4月30日

。届出先 小倉北区室町1丁目1の1 北九州土地開発公社

表紙

上別府区駅伝大会スタートの一瞬です。スタート前の緊張からときはなれたらちびっ子選手は、我先にかけて行きます。それに比べて後ろの応援団はニコニコ。子供たちの背に、春の日差しがそそぎます。